

年次報告書（概要）

令和5年6月
参議院情報監視審査会

1 報告書の趣旨及び対象期間

- 本報告書は、審査会規程第22条第1項において、審査会は毎年1回調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと規定されていることに基づくもの。
- 本報告書は、令和4年5月1日から令和5年4月30日までの活動を対象としている。

2 審査会の任務・権限等

- (1) 審査会の組織等
 - (2) 審査会の任務・権限等
 - (3) 審査会の活動
 - (4) 審査会の保護措置
- (略)

3 審査会の活動経過等

(1) 活動経過の概要

- 対象期間中に審査会を8回開会した。

(2) 調査の経過及び結果

①調査の経過

- 令和3年末時点の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査を行った。
 - ・ 高市国務大臣から、政府の年次報告（令和4年6月）について概要説明を聴取した。
 - ・ 内閣官房（内閣情報調査室）から、政府の年次報告についての補足説明及び令和3年中に適性評価のみを実施した13の行政機関における適性評価の実施の状況についての説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 内閣官房（内閣情報調査室）から、本審査会の年次報告書（令和3年12月及び令和4年6月）における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 内閣府独立公文書管理監から、内閣府独立公文書管理監報告（令和4年6月）について概要説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 防衛省（防衛政策局）から、特定秘密の管理について説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 令和3年末時点で特定秘密を指定している12の行政機関から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定した。
 - ・ 内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣を行った（特定秘密の提示あり）。
 - ・ 防衛省（防衛政策局）から、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について説明を聴取し、質疑を行った。
 - ・ 高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

②調査の概要（略）

③主な指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

- 防衛省において特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が発覚した。二度とこのような事案が生じないように、防衛省が講じた再発防止策を踏まえ、内閣情報調査室が中心となって特定秘密を取り扱うことができる職員への統一的な研修を実施するなど、より実効的な対策を検討すること。
- 海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る防衛省への情報提供は、運用基準に定められた通報として処理されなかった。現行の通報制度は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合を対象としているところ、特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること。
- 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定件数及び特定秘密文書の保有件数の増加、不適切管理事案の続発等の状況に鑑み、厳正さと効率性に留意し、検証・監察の実効性を高めるため、引き続き、検証・監察の体制及び手法の改善に努めること。
- 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の漏えいを始めとする不適切管理事案が発覚した場合には、職員の規範意識や管理体制といった背景も踏まえ、速やかに関係者からの説明聴取及び実地調査等の検証・監察を行うこと。

④年次報告書における指摘事項に係る政府の対応

- 本審査会の年次報告書（令和3年12月及び令和4年6月）における指摘事項に係る政府の対応について、政府から説明を聴取し、質疑を行った。

（3）審査の経過及び結果

- 審査の要求・要請はなかった。

（4）委員派遣

- 内閣衛星情報センター（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行った。

（5）特定秘密の提出・提示の要求

- 委員派遣において、内閣官房（内閣衛星情報センター）から、本審査会が要求した特定秘密の提示を受けた。

（6）勧告

- 防衛大臣に対し、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めた。
 - ・ 現職自衛隊員による退職自衛隊員に対する情勢ブリーフィング等の調査
 - ・ 退職自衛隊員に情勢ブリーフィングを行う際の厳格な規範の策定
 - ・ 立場を利用して機微な情報提供を求めることのないよう、退職自衛隊員等に対する周知等の徹底
 - ・ 情報保全教育の見直し、全自衛隊員に対する教育の徹底
 - ・ 防衛省・自衛隊内外における円滑な情報交換、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解への十分な配慮
 - ・ 我が国に秘密情報を提供している各国に対する丁寧な説明
 - ・ 情報管理の重要性の再認識、実効性ある再発防止策の実施
- これを踏まえ、防衛大臣から、参議院議長に対し、報告書が提出された。